

牛肉が円滑に輸出できるよう協力願います

EUにおける規則の変更に伴い、EUに輸出される牛肉については、**出生からと畜されるまでの飼養地住所等の提出が必要**となりました。

輸出事業者等から、**農場の住所、ホスホマイシン不使用申告書や飼料等
給与履歴証明の記載事項を輸出手続きのために利用することへの同意を
求められる**場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



畜産農家



あなたの農家で飼養されていた牛の肉をEUに輸出するため、農場の住所をEUの輸入事業者提供してよいでしょうか？

はい、わかりました。



輸出事業者等

概要

- 2023年6月29日、EUにおいて、農業が引き起こしている世界的な森林減少の防止を目的とした規則（Regulation on Deforestation Free Products（EUDR））が発効。
- EU域内で対象品目（牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材の7品目とその派生製品である**牛肉**やチョコレート等）を流通させるには、**当該製品が森林減少を引き起こしていないことを証明**（森林デューデリジェンス：当該製品の生産が森林減少につながらないことを示す情報の収集、リスクの評価、リスク緩和の措置）する必要。

⇒ 日本からEUに牛肉を輸出する際に、日本の輸出事業者はEUの輸入事業者に対し、**牛肉の生産地情報（出生からと畜までのすべての飼養地の住所等）を提供**する必要。

※ 2023年6月29日（規則発効日）以降に生まれた牛の肉が対象飼養期間を考慮すると2025年末以降に輸出される牛肉が対象となる見込み

（問い合わせ先）

京都府畜産課

TEL：075-414-4987

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

TEL：03-6744-2130

（発信元）

中丹家畜保健衛生所

TEL：0773-25-1860

以下の同意書様式への記載を求められる場合があります！

(様式例)

氏名・名称：_____

住所・所在地：_____

E U向け牛肉輸出における森林減少防止に関する規則（（E U）2023/1115）への対応のための住所情報の提供に係る同意書

下記に示す飼養地（家畜市場、E U向け輸出牛肉取扱施設含む）が転出した牛について、E U向けに牛肉を輸出するにあたり、E Uの森林減少防止に関する規則（（E U）2023/1115）への対応のため、本紙のすべての情報が転出先（出荷先）、輸出事業者、E U域内の輸入事業者、輸出事業者や輸入事業者の業務を支援する者及びE U当局へ提供されること、E U域内の輸入事業者が当該規則に関する手続きを行うE Uのシステム内で公開する場合があることについて同意します。

記

1. 個体識別番号：

					—					—	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

2. 出生日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 転入有無： _____ 無し _____ 有り （転入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日）

※該当する方に○（転入「有り」の場合は転入日を記入）

4. 転出日（出荷日）： _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 提供に同意する飼養地（家畜市場、E U向け輸出牛肉取扱施設含む）情報

住所：〒_____

注 上記情報は、E U向け牛肉輸出におけるE Uの森林減少防止に関する規則（（E U）2023/1115）への対応以外の目的には一切使用されません。